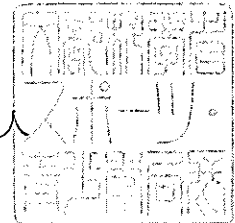




24文科ス第146号
平成24年5月31日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公 人



(印影印刷)

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により多くの犠牲者が出ております（別紙参照）。

平成18年には児童がプールの吸水口に吸い込まれて死亡する痛ましい事故が発生しましたが、このような事故を二度と起こさないよう、水泳等の事故防止について関係機関・団体が連携し安全の確保に取り組む必要があります。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項並びに「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を取るとともに、衛生管理についても十分御配意願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、域内の市区町村教育委員会及び域内の私立学校、市区町村関係部局に対しても周知されるようお願いいたします。

記

- 1 プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。
- 2 プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。
また、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

- 3 プールについては、「プールの安全標準指針」を参考として安全管理の徹底を図るとともに、学校における指導に当たっては、「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（平成18年6月独立行政法人日本スポーツ振興センター）及び「水泳指導の手引（二訂版）」（平成16年3月文部科学省）も参考となるものであること。
- 4 プールにおける事故には、スタート時に、逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつけて起こるものが少なくないので、スタートの指導については、個人の能力に応じた段階的な取り扱いを重視し、教師等の指示に従い、水深や水底の安全を確かめ、入水角に注意するなど、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。なお、小学校の体育及び中学校の保健体育の授業については、学習指導要領において、水中からのスタートを指導するものとしている。
また、一定の技能を身につけている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例や、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。
- 5 児童・生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- 6 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。
- 7 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成にあたっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
- 8 児童・生徒の発達段階に応じて、水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
- 9 海、河川、湖沼池、用水堀、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、防護さく、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。
なお、幼児の水難事故が比較的多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が、監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。
- 10 水泳場の選定にあたっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳場には、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を整えるとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

文部科学省スポーツ・青少年局

電話：03 - 5253 - 4111（代表）

スポーツ振興課（公営プール担当）（内線：2688）

スポーツ・青少年企画課（学校プール施設担当）（内線：2672）

体育参事官（学校体育・運動部活動担当）（内線：2674）

平成23年夏期（6，7，8月）における中学生以下の水泳等の事故

（警察庁調べ。（ ）内は成人も含めた全体数を示す。）

表1 年別水難者事故者数

	水難事故者数
平成14年	260人(1131)
15年	218人(875)
16年	264人(935)
17年	209人(961)
18年	223人(920)
19年	229人(877)
20年	205人(869)
21年	203人(948)
22年	262人(1010)
23年	203人(903)

表2 場所別事故発生件数

(単位：件)

場 所	平成23年		平成22年	
	件数	割合	件数	割合
海	57(388)	45.2%	82(440)	41.4%
河川	38(225)	30.2%	71(291)	35.9%
湖沼池	8(27)	6.3%	11(44)	5.6%
用水堀	4(28)	3.2%	6(39)	3.0%
プール	18(20)	14.3%	28(36)	14.1%
その他	1(6)	0.8%	0(2)	0.0%
計	126(694)	100.0%	198(852)	100.0%

表3 行為別事故発生件数

(単位：件)

行 為	平成23年		平成22年	
	件数	割合	件数	割合
水 泳 中	29(176)	23.0%	69(233)	34.8%
ボート遊び	3(24)	2.4%	10(26)	5.1%
水 遊 び	69(165)	54.8%	96(160)	48.5%
魚とり・釣り	7(134)	5.6%	8(157)	4.0%
通 行 中	6(49)	4.8%	4(77)	2.0%
作 業 中	0(20)	0.0%	0(38)	0.0%
水難救助中	1(10)	0.8%	3(21)	1.5%
遊技・スポーツ	5(20)	4.0%	1(27)	0.5%
そ の 他	6(96)	4.8%	7(113)	3.5%
計	126(694)	100.0%	198(852)	100.0%

表4 水難事故死・行方不明者数

	平成23年	平成22年
6月	2人	3人
7月	20人	18人
8月	13人	28人
計	35人	49人